

最高人民法院による『営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（意見募集稿）』『ネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題についての回答（意見募集稿）』『電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する指導意見（意見募集稿）』のパブリックコメント募集についての通達

司法解釈、司法政策の質をより一層向上させるために、最高人民法院は業務の段取りに応じ、『営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（意見募集稿）』『ネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題についての回答（意見募集稿）』『電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する指導意見（意見募集稿）』について一般向けにパブリックコメントを募集することとした。社会各層の有識者は、2020年7月27日までに書簡(中国邮政EMSを含む)又はEメールにより修正の意見を提出してください。

書簡の場合、宛先は北京市東城区東交民巷27号最高人民法院民事審判第三庭、郵便番号は100745、Eメールの場合、送信先はspcip2020@163.com（封筒又はメールの件名に「意見募集に対する返答」と明記してください）。

添付書類

1. 最高人民法院による営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（意見募集稿）
2. 最高人民法院によるネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題についての回答（意見募集稿）
3. 最高人民法院による電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する指導意見（意見募集稿）

最高人民法院
2020年6月10日

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出典：2020年6月10日付け最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-235071.html>